

愛媛県行政書士会松山支部慶弔規程（案）新旧対照表

| 変 更 後   | 変 更 前  |
|---|--|
| <p>(死亡)</p> <p>第4条 会員等が死亡したときは、次の各号に掲げる弔慰金等を贈る。</p> <p>(1) 会員<br/>弔花、弔電及び<u>10,000円</u></p> <p>(2) 会員の配偶者<br/>弔電及び<u>10,000円</u></p> <p>(3) 会員の子、父母又は配偶者の父母<br/>弔電及び <u>5,000円</u></p> <p>(4) <u>松山支部に関係があり理事会で認め<br/>た者 弔電</u></p>   | <p>(死亡)</p> <p>第4条 会員等が死亡したときは、次の各号に掲げる弔慰金等を贈る。</p> <p>(1) 会員 弔<br/>電及び<u>30,000円</u></p> <p>(2) 会員の配偶者 弔<br/>電及び<u>20,000円</u></p> <p>(3) 会員の子、父母又は配偶者の父母 弔<br/>電及び<u>10,000円</u></p>   |
| <p>(災害)</p> <p>第5条 会員の自宅又は事務所が災害により損失を被ったときは、次の各号に掲げる見舞金を贈る。ただし、見舞金の上限は会員1名につき<u>10,000円</u>とする。</p> <p>(1) 自宅が全焼又は全壊した場合<br/><u>10,000円</u></p> <p>(2) 事務所が全焼又は全壊した場合<br/><u>10,000円</u></p>   | <p>(災害)</p> <p>第5条 会員の自宅又は事務所が災害により損失を被ったときは、次の各号に掲げる見舞金を贈る。ただし、見舞金の上限は会員1名につき<u>20,000円</u>とする。</p> <p>(1) 自宅が全焼又は全壊した場合<br/><u>20,000円</u></p> <p>(2) 事務所が全焼又は全壊した場合<br/><u>20,000円</u></p>  |
| <p>(適用除外)</p> <p>第7条 会員が次の各号の一に該当するときは、この規程を適用しない。ただし、特段の事情があると認められる場合は、理事会において協議することとする。</p> <p>(1) 愛媛県行政書士会会則第19条第1項第<u>各</u>号に該当する場合</p> <p>(2) 慶弔又は災害等の事由の発生の日より起算し、過去1年内において1回以上支部還元金対象でない者</p> <p>(3) 行政書士としてふさわしくない行為があったと認められる者</p> <p>(4) <u>激甚災害指定を受けたとき</u></p> <p>2 (略)</p> | <p>(適用除外)</p> <p>第7条 会員が次の各号の一に該当するときは、この規程を適用しない。ただし、特段の事情があると認められる場合は、理事会において協議することとする。</p> <p>(1) 愛媛県行政書士会会則第19条第1項第<u>2</u>号に該当する場合</p> <p>(2) 慶弔又は災害等の事由の発生の日より起算し、過去1年内において1回以上支部還元金対象でない者</p> <p>(3) 行政書士としてふさわしくない行為があったと認められる者</p> <p>2 (略)</p> |